

熊本市上下水道局公用車賃貸借
(下水道事業)(長期継続契約)
入札説明書

熊本市上下水道局

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）、熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）、熊本市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成24年上下水道規定第25号。以下「特例規程」という。）、熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）、熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

熊本市上下水道局公用車賃貸借（下水道事業）（長期継続契約）

(2) 目的及び概要

下記の賃貸借及び管理・整備

公用自動車メンテナンスリース 23台

※ 詳細は、仕様書を参照のこと。

(3) 履行場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号 熊本市上下水道局 外5箇所

※ 詳細は、仕様書を参照のこと。

(4) 履行期間

2019（平成31）年4月1日から2024（平成36）年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び熊本市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約）

2 担当部局

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局総務部総務課

電話096-381-4063（直通）

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると

認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札等参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されているものであること。さらに、業種として、第1分類「リース・レンタル」・第2分類「その他のリース・レンタル」での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号）第3条第1号及び熊本市上下水道局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号）又は熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（以下これらを「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 熊本市水道料金及び熊本市下水道使用料の滞納がないこと。
- (8) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (9) 車両の事故・故障にあたり、24時間以内に着手対応できる修理拠点を、熊本市又は熊本市に隣接している市町に確保していること。
- (10) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(6)、(7)、(8)及び(9)の要件を全て満たす者であること。

5 申請手続等

- (1) 申請書、仕様書等の交付期間及び方法
平成30年11月8日（木）から平成30年11月22日（木）まで
熊本市ホームページ及び熊本市上下水道局ホームページへ掲載するほか、希望する場合は、2の担当部局で配布する（担当部局での配布については、

熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。担当部局での配布は、午前9時から午後5時まで。熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。

なお、仕様書等の設計図書については、入札日までの間、2の担当部局において閲覧に供する。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について熊本市上下水道事業管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

持参又は郵送により次の書類を提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）
- (ウ) 水道料金等滞納有無調査承諾書（様式第3号）

イ 提出期限

平成30年11月22日（木）午後5時まで

郵送する場合は、平成30年11月22日（木）までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 提出先

- (ア) 持参の場合
2の担当部局
- (イ) 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号
熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課）宛
また、封筒の表面に「調達物品の名称」及び「競争入札参加資格確認申請書在中」の旨を明記すること。

オ 留意事項

- (ア) 様式については、申請書等提出日時点において記載すること。
- (イ) 事業協同組合として本件競争入札に参加する場合は、競争入札参加者資格審査調書（様式第2号）中「業務を担当する組合員名」に係る部分も記載すること。業務を担当する組合員を特定することが困難な場合は、複数の候補組合員名を記載しても良いこととする。この場合

において、うち1組合員でも4(10)に規定された要件を満たさない場合は、競争入札参加資格がないと認める。

カ 4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入札(見積)参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加の資格の確認を受けなければならない。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市上下水道局ホームページに掲載するほか、希望する場合は、担当部局で配布する(配布については休日を除く)。配布時間は午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)熊本市上下水道局ホームページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。郵送又は電送(ファックス、電子メール等)による交付は行わない。

(イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「調達物品の名称」及び「開札日時」を明記すること。郵送する場合は一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。受付時間は午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(ウ) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限

平成30年11月22日(木)の午後4時まで。郵送する場合は、期限までに必着すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(エ) 競争入札等参加資格審査申請書の作成に用いる言語等

競争入札等参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(オ) 提出先

a 持参の場合

2の担当部局

b 郵送の場合

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者(熊本市上下水道局総務部総務課)宛

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請(特例規則第4条第1項の申請)を

する者についてはこの限りでない。結果（競争入札参加資格がないと認められた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 熊本市上下水道事業管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は、実施しない。

8 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。
 - ア 提出方法
書面（様式は自由）により持参、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス又は電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。
 - イ 受付期間・受付時間
平成30年11月8日（木）から平成30年12月11日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - ウ 提出先
2の担当部局
ファックス：096-384-4135
メールアドレス：suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp
- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。なお、熊本市上下水道局ホームページにも掲載する。
 - ア 閲覧期間
平成30年12月12日（水）までに開始し、平成30年12月18日（火）までとする。
 - イ 閲覧場所
2の担当部局

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとする

10 入札及び開札等

- (1) 5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参又は郵送により提出すること。電送（ファックス、電子メール等）による提出は受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

ア 持参による場合

(ア) 入札日時

平成30年12月18日（火） 午前10時30分

(イ) 入札場所

熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道局別館1階入札室

イ 郵送による場合

(ア) 提出期限

平成30年12月12日（水）の午後5時までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(イ) 送付先

入札書を封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じもので封印し、「調達物品の名称」、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載して、次の宛先へ送付すること。

〒862-8620 熊本市中央区水前寺六丁目2番45号

熊本市上下水道事業管理者（熊本市上下水道局総務部総務課）宛

- (2) 入札金額は当該賃貸借契約に要する費用の月額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回までとする（2回目以降については、別途指示する。）。なお、再入札において、再入札の締切時間までに再入札を行わなかった者及び入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引換え又は取消しをすることができない。
- (5) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (6) 熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号）第5条に準じるほか、申請書類等に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時

において4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

- (7) 無効とした入札書は、返却しないものとする。
- (8) 入札書は、平成30年12月18日（火）午前10時30分の入札後直ちに開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、本件入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

1.1 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 最低制限価格は、設定しない。

1.2 その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成24年上下水道局規程第8号。以下「契約規程」という。）第2条において準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「契約規則」という。）第5条に定めるところにより、免除する。

(3) 契約保証金

契約規程第2条において準用する契約規則第22条に定めるところにより、落札者は、契約金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア 保険会社との間に熊本市上下水道事業管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可）を提出したとき。

(4) 契約書（案）

熊本市上下水道局ホームページに掲載するほか、2の担当部局で閲覧に供する。

(5) 申請書等に関する事項

ア 提出期限までに申請書等が到達しなかった場合は入札参加者として認められないものとする。

イ 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- オ 提出期限後における申請書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- カ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該申請書等を無効とし、競争入札参加資格の取消し、落札決定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。
- (6) 競争入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの間に、競争入札参加資格があると認めた者が競争入札参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する競争入札参加資格確認の通知を理由を付して取り消すものとする。この取り消しの通知を受けた者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、熊本市上下水道事業管理者に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- (7) 落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (8) 申請書等の提出及び入札に当たっては、熊本市工事競争入札心得に準じて実施する。
- (9) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定による長期継続契約であり、契約を締結した翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、当該契約を変更又は解除を行う。
- (10) 申請書類等は、黒色のペンまたはボールペンで記入すること。（消えるボールペンは不可）

1.3 入札及び開札についての注意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書及び仕様書別紙、別記様式の契約書案等を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、公告に定めるところにより、説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (3) 入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情

- があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (6) 入札室において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札室から退去させる。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (7) 入札参加者又はその代理人は、本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。（原則、別添様式の入札書を使用すること。）
- ア 件名 熊本市上下水道局公用車賃貸借（下水道事業）（長期継続契約）
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者の商号又は名称、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者の商号又は名称、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印
- (9) 入札参加者又はその代理人は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (10) 入札参加者又はその代理人から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断したもののみを落札決定の対象とする。
- (11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はやめて行わないことがある。
- (12) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由とし意義を申し立てることはできない。

1.4 無効となる入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書については、無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加するものに必要な資格のないものの提出した入札書
- (2) 件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者の商号又は名称、入札者氏名及び押印のない又は不明確な入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の商号又は名称、入札者氏名（代理人の氏名）及び押印のない又は不明確な入札書
- (5) 件名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額を訂正した入札書
- (8) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入

札書

- (10) 公正な価格を害し、また不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (11) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

入 札 書

金 額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

件名 熊本市上下水道局公用車賃貸借（下水道事業）（長期継続契約）

熊本市契約事務取扱規則その他関係規定を承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

住 所

商号又は
名 称

代表者名

印

（代理人の場合：代理人

印）

熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治（宛）

委任状

私は、 _____ を代理人と定め下記の
件に関する入札及び見積りの一切の権限を委任します。

記

件名 熊本市上下水道局公用車賃貸借（下水道事業）（長期継続契約）

代理人使用印



平成 年 月 日

委任者 住 所

商号又は
名 称

代表者名

印

熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治 (宛)